業務委託特記仕様書

1.　特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「沖縄市大規模下水道管路特別重点調査業務委託における標準仕様書」(以下、「共通様書」という)の第１章１.１及び１.２に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書によるものとする。

2.　履行期間

履行期間は契約締結日の翌日から 180 日間

3.　管路調査

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり、次の事項を記載した調査計画書を提出し、承諾を受けた上、着手すること。

①　調査概要

②　現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

③　調査計画（使用機器、調査方法、実施工程等）

④　安全計画（安全対策、道路交通の処理方法、管きょと地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等

⑤　監督員が指示する事項

(2) 目視による調査

①本管内に調査員が入り（管路施設の布設状況、管の腐食、たるみ、破損、継手部分の不良、管壁のクラック,取付け管口、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸水等）について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影する。

②本管内の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確とし、正確に測定すること。

③取付け管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

④管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承認を得なければならない。

(3) マンホール目視調査

①マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、侵入水、足掛け金具及びコンクリートの腐食、蓋のがたつき、副官の状況等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。 写真撮影は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影する。

(4) 異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示をうけること。

この場合においても上下流れから調査するなど、調査の完逐に努め、その原因を把握すること。

4.　管路診断

(1) 診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又は TV カメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

（イ）　異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する

（ロ） 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対サックの要否（維持または対策）の判定を行う。

(2) 対策の必要性検討

診断により判定されてた健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

(3) 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

(4) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置付けたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管渠以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管、ます、マンホール蓋）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

5. 報告書

(1) 調査結果は　調査報告書記載要領により報告書を作成し、指示を受けること

なお、提出する写真には、件名、地番、管径、並びに距離等を表示すること。

(2) 異常が確認された箇所については、位置図、縦断図、詳細図等を作成し報告すること。

(3) 判定基準

①「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月 国土交通省）」における腐食、たるみ、破損のいずれかにランクＡがあれば「Ⅰ：速やかに対策を実施する（原則1年以内）」、Ｂがあれば「Ⅱ：応急措置を実施した上で、５年以内に対策を実施する」と判定する。

② 上記3.(3)箇所にて、判定結果がⅠまたはⅡと判断されなかった場合には、管路の健全度や安全性を定量的に評価するための打音検査等を実施する。

(4) 調査結果の判定基準及び記録表（様式）については発注者の承諾を得ること。

(5) 提出する成果品は、次のとおりとする。

① 報告書

② 不良個所写真帳

③ その他監督員の指示するもの

6. 打合せ・協議

(1) 初回1回、中間2回（約5㎞/回）最終1回

(2) 中間打合せ（排水区/回）16回

7. その他

(1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不同沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

(2) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員と協議し、処理すること

(3) 当業務内容について、国・県から調査物（報告書）として依頼受けときは対応すること